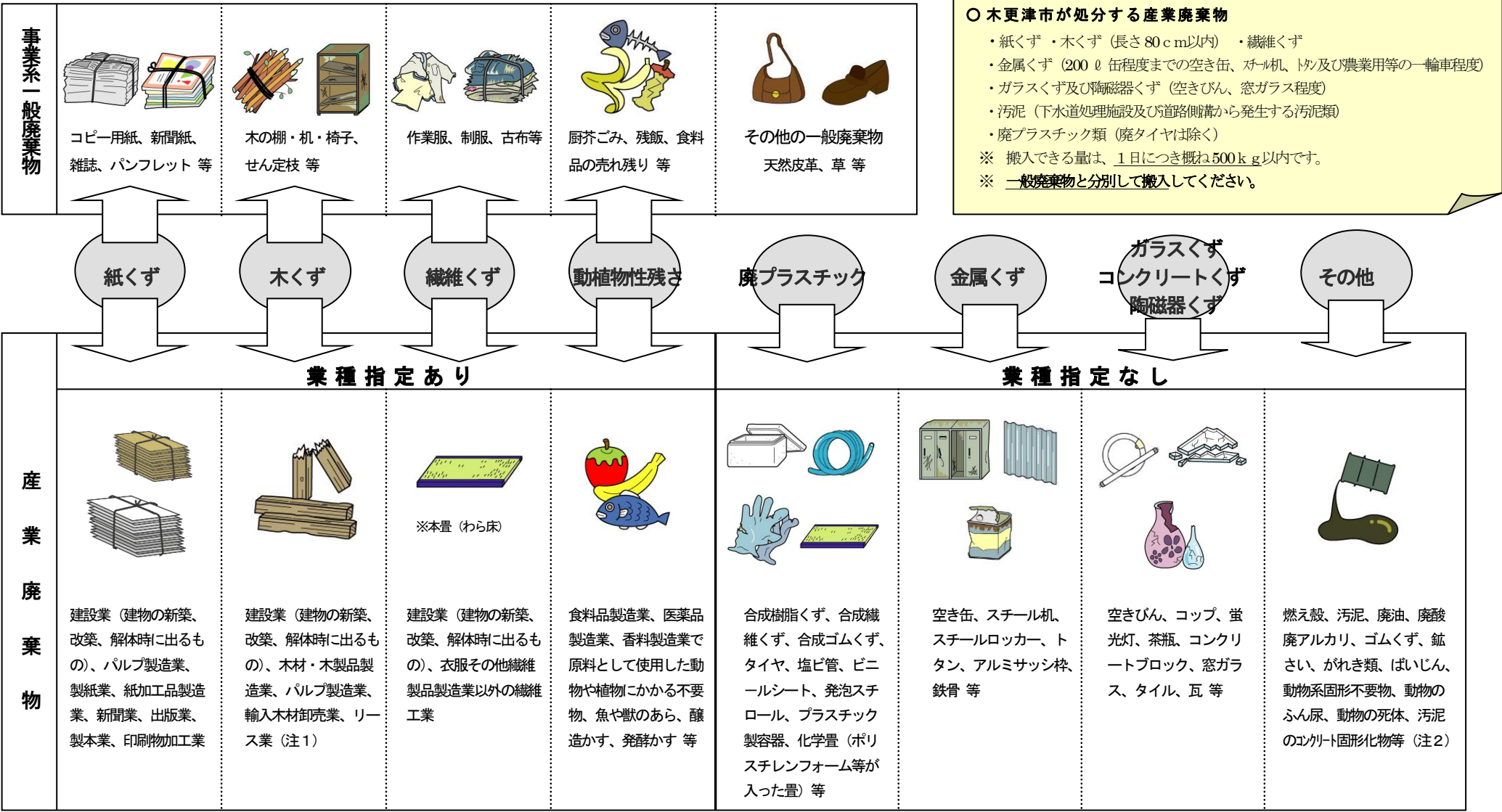


事業ごみの分け方



○ 木更津市が処分する産業廃棄物

- ・紙くず・木くず（長さ80cm以内）・繊維くず
- ・金属くず（200ℓ程度までの空き缶、スチール机、トタン及び農業用等の一輪車程度）
- ・ガラスくず及び陶磁器くず（空きびん、窓ガラス程度）
- ・汚泥（下水道処理施設及び道路側溝から発生する汚泥類）
- ・廃プラスチック類（廃タイヤは除く）

※ 搬入できる量は、1日につき概ね500kg以内です。

※ 一般廃棄物と分別して搬入してください。

注1 パレットは業種にかかわらず全て産業廃棄物です。 注2 動物系固形不要物は、と畜場、食鳥処理場から排出されるもの、動物のふん尿・動物の死体は畜産農業から排出されるものが産業廃棄物です。

※ 従業員の個人消費によって発生するびん・かん・ペットボトル等は、一般廃棄物と見なします。